職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月三十一日

徳島県人事委員会委員長　祖　川　康　子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七－一）の一部を次のように改める。

第七条第四項に次の一号を加える。

五　当該年の前年において会計年度任用職員であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの

別表第二の備考６中「再任用職員」の下に「及び臨時的に任用された職員」を加え、同備考７中「再任用短時間勤務職員」の下に「（斉一型短時間勤務職員であって一日の勤務時間が七時間四十五分である再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。